

平成25年12月25日

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案に対する

意見募集の結果

総務省においては、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見の募集について、平成25年11月12日（火）から平成25年12月11日（水）までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方をとりまとめましたので公表いたします。

1. 省令案の概要

登録政治資金監査人の登録等の手続の整備のため、政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）について必要な改正を行うものです。

2. 意見募集の結果

上記1の省令案について、平成25年11月12日（火）から平成25年12月11日（水）までの間、意見の募集を行ったところ、1件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙の通りです。

3. 省令の施行

上記1の省令案に基づいて、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令が本日公布されたところであり、本日から施行されます。

（連絡先）

総務省自治行政局選挙部政治資金課

（担当：小林補佐 阿部）

電話：03-5253-5578

FAX：03-5253-5583

意見の概要	総務省の考え方
<p>1. 事務効率化のため、本件改正案第14条の7第1項及び第2項に規定する様式は、1つの書面にまとめることができるようにするべきだと思います。</p> <p>2. 同案第14条の8について、変更登録の申請に当たっては、登録政治資金監査人証票を添付しなければならないこととするべきだと思います。</p>	<p>1について</p> <p>改正案第14条の7第1項に基づく登録政治資金監査人証票を亡失又は損壊した場合の届出は、必ずしも同条第2項に基づく登録政治資金監査人証票の再交付の申請と同時に行為されるものではありません。実績としても、第1項の届出のみが行われる場合が相当数あります。</p> <p>また、別個の手続に関する2つの様式を1つにした場合、様式が複雑となり、記入者にとってかえってわかりにくいものとなって、記載誤りが増えるおそれがあります。</p> <p>このため、記入者の利便性も考慮して、第1項の届出と第2項の申請の様式はそれぞれ別のものとしています。</p> <p>したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p> <p>2について</p> <p>変更の登録の申請が登録政治資金監査人証票の記載事項に係る場合には、現行規則第14条の7第3項の規定に基づき、登録政治資金監査人証票の差し替えを行っておりますので、改めて登録政治資金監査人証票の添付を義務付ける必要はないものと考えております。</p> <p>したがって、原案のとおりとさせていただきます。</p>